

第4日

令和元年9月5日（木）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位は、お手元に配付のとおりであります。申し合わせにより、1人当たり質問時間は答弁時間を含めて60分以内となっております。御了承願います。

それでは、最初に7番佐々木明子議員の質問を許可します。7番佐々木明子議員。

（7番佐々木明子君登壇）

○7番（佐々木明子君） 皆さん、おはようございます。7番議員佐々木明子でございます。公私ともお忙しい中、早朝より傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。また、インターネットをごらんの皆様、ありがとうございます。6月定例会一般質問に引き続いて、今回もトップバッターで質問することになりました。うれしくもあり、また緊張しているところでもあります。

さて、平成29年7月の豪雨災害から2年が過ぎ、復旧も本格的に進んでまいっておりますようですが、梅雨が明けてからは毎日早朝より国交省の赤いマークをつけたダンプカーが2台、3台とつられて行き交っております。一日も早い復旧を願わずにはられません。

ところで、出水期を前にした5月の終わりのころ、被災者の方から少し心配な話をお聞きしました。ことしはビワの実がたくさんなっている。ビワがたくさんなる年は災害が発生すると昔から言われている。平成29年もビワがたくさんなっていた。その話を聞いて、ことしも大きな災害が発生するのではないかと案じていましたが、やはりレベル4の避難指示が何回も発令されました。8月末の長雨でも杷木地域ではあちらこちらで被害が発生しました。志波地区では、道目木にある橋がまた流出してしまいました。仮設住宅供与期限の延長が認められず自宅に戻ったばかりの住民が、またもや志波コミュニティに開設した自主避難所で数日過ごさねばなりませんでした。その方たちは、自分たちは朝倉市から見捨てられていると嘆いておられました。

豪雨災害の被災者に寄り添うとはどういうことでしょうか。どんな施策が求められているのでしょうか。

これよりは、質問席において質問を続行させていただきます。

（7番佐々木明子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 通告に従いまして質問してまいります。

まず、学校における働き方改革についてお尋ねいたします。

昨年3月、福岡県は教職員の働き方改革取り組みの指針を示しました。また、ことし1月に文部科学省は、勤務時間上限に関するガイドラインを策定しました。それに伴い、各自治体は自治体による指針を策定しております。朝倉市における指針策定の進捗状況をお知らせください。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 市独自の教職員の働き方改革の取り組みの指針についてでございますが、市では福岡県教育委員会が策定しました教職員の働き方改革取組指針、今、議員のおっしゃったものでございますけれども、これに基づきまして改革に取り組んでおります。

朝倉市の取り組み指針については、現在作成中でございます。今年度中に作成をいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） OECD国際教員指導環境調査では、日本の教員の勤務時間は、小学校が週54.4時間、中学校が週56時間で、いずれも最長だったということです。朝倉市における教職員の働き方改革取り組み指針が独自性のある実効性を持った指針として早急に策定されることを願います。

次に、超過勤務時間是正の取り組みについてお尋ねします。

以前より一般質問でお尋ねしておりましたが、まずタイムカード、導入されていると思っておりますが、業務時間把握に取り組んでいると思っておりますが、進捗状況をお知らせください。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 超過勤務時間縮減のために、教職員が客観的に自分の勤務時間等を把握することは有効だというふうに考えております。2学期からは、出退勤管理システムを導入しました。そのため、夏休み中にシステムの取り扱い説明会、これを開催いたしました。まずは、最初の一手でございます。現状把握、これは現場のほうも現状把握ということで、これから教職員のこのシステムの周知徹底、確実な実行を呼びかけておるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） タイムカードなりで職員の勤務時間を把握することは大事なことであり、その記録を活用することにより業務改善の施策とか健康管理の取り組みなどにも生かしてほしいと思っておりますので、2学期から取り組むということですので、その集計といいますかそういったものも今年度中には行ってほしいと思います。

次に、定時退校日について。

昨年6月の一般質問において、月2回実施している学校は、小学校で7校、中学校で3校、週1回の実施は、小学校で4校、中学校で1校していると。全校週1回に働きかけていきたいと答弁がございましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 定時退校日におきます退校時刻でございますけれども、これは各学校の勤務終了時刻が退庁時刻ということになります。学校によって終業時刻が異なりますので、勤務時間は同じでございますので、始業時刻に応じて退校時刻が決まってまいります。

定時退校日の実施につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたが、週1回が小学校4校、これは三奈木、金川、福田、大福小学校です。それから、中学校につきましては1校、南陵中学校でございます。それから、月2回の実施というのは、小学校で7校です。蜷城、立石、馬田、秋月、甘木、杷木、朝倉東の各小学校。それから、中学校につきましては5校、十文字、秋月、甘木、杷木、比良松の各中学校というふうになってございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 前年から比べると、月2回実施の中学校において3校が5校にふえて、これで一応全校、定時退校日を設定して実施しているということがわかりました。昨年答弁されておられましたように、全校週1回ということ働きかけていってほしいと思います。

ところで、時刻というのは学校によって始業が変わるのでまちまちとっておられますが、定時退校日における時間の設定はしておられるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 市の教育委員会としましては、市の教育施策に退庁時刻の目標を19時以前に設定しています。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 指針を策定している学校は、その大半が18時を目標としているそうですので、朝倉市もそのように努力をしてほしいと思います。

次に、学校閉庁時刻です。

定時退校日の時間は17時、一応、今朝倉市は、と目標を定めているとありましたが、そのほかの日における学校閉庁時刻は取り組んでおられるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 済みません、先ほど私答弁しました部分が、定時退校日以外の学校閉庁時刻ということでございまして、小学校につきましては16時40分から16時45分、16時50分のところもあれば17時といったところもございます。以上です。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それは、ほかの自治体を見ましても、ほかの自治体は20時というのが多ございましたので、朝倉市において努力目標としてそのように早い時間を設定しているということは大変喜ばしいことだと思いますので、ぜひ学校閉庁時刻を勤務時間に合わせられるように指導していただきたいと思います。

次に、学校閉庁日の設定についてお伺いいたします。

長期休業期間中の学校閉庁日の設定はどのようにしておられますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 先ほどの退庁時刻について若干答弁のほうに入れかわりがありましたので、修正させていただきます。

定時退校日を設けたときの退庁時刻というのが、後から申しあげました小学校が16時40分から16時45分ぐらい、その終業時刻、それからすぐに帰ってくださいというような説明でございます。それから、中学校では16時50分から17時ぐらいまでをめぐりに。

定時退校日以外のとき、これが19時以前に帰ってくださいと、そういう目標を立てているところです。以上でございます。

次に、質問の長期休業中ですが、本年度も8月12日から16日の間で長期休業日を設けております。夏季休業中のみ設けております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 先ほどの定時退校時間と閉庁時刻のことですが、本当、ほかの自治体と比べると前向きに取り組んでおられるので安心いたしました。

学校閉庁日の設定、夏季における今年度8月12日から8月16日、ほとんどの自治体で取り組んでおられますので、喜ばしいことと思います。

冬季におきましては、設定の予定はおありでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 現在のところは、冬季の学校閉庁日というのは設けておりません。朝倉市の独自の取り組み指針を考える中で、他市を見ながら検討を進めるところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 他市も冬季においてはまだ設定はしているところはないようですが、独自性を持つということを踏まえて、朝倉市も1日でも2日でも冬季において設定していただけたらいいなと希望いたします。

そのときに、生徒は登校しているのでしょうか。それから、部活動の実施というのはしているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 原則的に、生徒の出席はありません。出校はございません。それから、部活動もやらないこととしております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それと、閉庁するというのを広報紙等で市民に周知しておりますでしょうか。それから、学校は保護者等に周知させておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 広報紙での周知はしております。それから、学校から保護者への連絡等も行っております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それを聞いて安心いたしました。

次に、留守番電話による電話対応負担軽減ですが、留守番電話の対応の取り組みについては、12月の定例会において6校対応しているということでしたが、その後進捗はありましたでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 留守番電話の設置につきましては、学校配分経費の範囲内で設置するように指導をいたしております。留守番電話、現在使用しているのは立石小学校、こちらでもう既に使用しております。そのほかの学校につきましては、留守番電話の使用を検討中ということで、先ほどの配分経費の範囲内で設置ということでこれから設置を検討する。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 12月の定例会での答弁は少し食い違いがあったのだろーと思えます。

留守番電話を設置することで先生方の放課後の勤務時間の負担軽減が非常に大きいということのほかの自治体でも言っておりますので、できる限り、各学校によるんですが、設置することを進めていただきたいと思えます。

次に、学校給食費の公会計化の検討です。

毎回お願いしておりますが、国や県の働き方指針にも学校以外が担うべき業務に挙げられております。朝倉市におきましても取り入れていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 給食費の公会計化につきましては、昨年の12月議会でもお答えをさせていただきましたけれども、学校給食会で給食費の徴収事務並びに公会計化を実施していくためには、これは職員の増員が必要になります。また、徴収事務を学校現場を離れて行うということになりますと徴収率の低下が想定されますので、滞納処理の業務等が発生してまいります。そのため、PTAと協議するなど慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 既に5市7町村が公会計化をしております。難しい問題もたくさんありましょーうが、朝倉市においては給食会というところでいろんな業務をとり行っております。各学校でしているところもまだある中、朝倉市にとっては公会計化をすることは、一步前進するに、少し楽と言ったら語弊があるかもしれませんが、しやすいのではな

いかと思っておりますので、学校の先生方の負担を減らすためにも公会計化を入れますように努力をお願いいたします。

次に、部活動の負担軽減についてお尋ねします。

朝倉市におきまして、部活動休養日の実施はできておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 学期中におきます部活動の活動日は、週5日以内としています。平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日を休養日ということにしています。

しかし、土曜日、日曜日に公式戦とか、また公式戦を除く各種大会、それから練習試合、こういったものの参加によりまして2日間連続して活動する場合もございます。こういった場合は、休養日をほかの日に振りかえるようにしております。

活動時間は、平日は2時間以内で、朝練を含みます。なお、日没の30分前には終了をするように指導しております。

また、学校休業日は1日3時間程度の活動ということにしております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） なかなか、どこの自治体においても部活動の休養日の実施については苦慮しているところとお聞きしております。ではありますが、朝倉市においてはかなり取り組んでおられるということがわかります。

しかし、中学校の先生の超勤の一番のもとといいますか、その原因というのは部活動が挙げられております。その時間を軽減するためには、部活動指導員の配置というものが全国的に行われてきております。単独で部活動の指導や引率を行うことができる指導員の確保は、朝倉市においてはできておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 中学校の部活動、外部指導員の活動状況でございますけど、これは外部指導員につきましては、教職員の部活動指導における軽減に大変効果があるというふうに考えておりますんですが、本年度は配置ができておりません。配置につきましては、今後検討させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） この問題は、どこにおいても、先ほどから申しますように難しい問題、優秀なというか、熱意のある先生ほど部活動にかける時間が長うございます。しかし、その辺を考慮しながら、朝倉市のよい方向に持っていくことをお願いしておきます。

次に、学校衛生推進者会議の取り組みについてお尋ねします。

朝倉市は、平成18年の合併当初よりこの会議を適用しております。現在11小学校、6中学校、教頭8人、養護教諭9人で編成されておりますが、要綱の中に一定期間衛生の実務に従事した経験を有する者たちから選任するとありますが、養護教諭は該当すると思いま

すが、教頭がそれに選任するに当たって経験を有している者となるのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） それまでの経験の中でそういった知識を持っているというところで選出させていただいております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ところで、昨年6月の定例会の一般質問で、職員組合代表者を会議に入れてほしいとお願いしておりました、内部で協議していきたいという答弁でしたが、その後どう進捗しておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 職員の代表といいますか、それぞれ学校から出ておりますので、一つ一つの学校の代表とは考えております。

それから、職員組合との話の中でどういうふうに出てきましようか、私たちも出ましようかと、そういう話もしております。特別な枠を設けて出るのか、それともその中で学校の中での代表として出るのか、どういうふうに出ましようかというようなやりとりもしておりますが、まだ現在職員組合の代表として出てきていただいているような状況ではございません。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 職員組合の方たちは広くまた別の観点から意見を出せると思っておりますので、ぜひ代表者を会議に入れてほしいと願っておりますので、そのような取り組みをお願いいたします。

ところで、平成30年度実施したストレスチェックの受検状況はいかがでしたでしょうか。続いて、平成31年はどうでしたでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育部長。

○教育部長（山南哲也君） 平成30年度のストレスチェックの実施状況につきましてですが、平成30年は11月19日から12月2日で実施をいたしました。対象者が346名中、受検者が240名でございます、受検率は69.4%ございました。

この受検者240名中の高ストレス判定者、これは13名でございます。高ストレス判定者13名中、医師の面接指導の申し出者はございませんでした。

朝倉市の結果と委託事業者、これは公立学校共済組合でございますが、これが実施しました平成29年度の学校教職員の全国平均を比較しましたところ、ストレスの度合いそれから傾向、これはほぼ同じでございます、仕事の量的負担それから質的負担及び身体的な負担を感じている傾向にございました。

令和元年度、本年度は本格実施として年2回実施するところでございます。昨年度は1回だけございました。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ストレスチェックを取り入れてくるようになったことは、大変前向きに前進したと思っております。

ところで、令和元年度の結果はまだ出ていませんか、1回目の。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 今年度の結果は、まだ出ておりません。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） それでは、健康を害している教職員の病休とか休職数については把握しておられますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 教育課長。

○教育課長（池田篤二君） 把握はしておりますが、この場に数字のほうを持ってきておりません。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 恐らく病休してある先生方、休職してある先生方いらっしゃると思います。その方たちをストレスチェックなどにより早くわかってあげて休んであげることが大切だと思いますので、今後ともストレスチェックについては前向きに進めていって、受検率が100%になるように努力していただきたいと思います。

教職員は、子どもが好きだから時間があれば子どもに向かい合おうとして時間が足りなくなっていくます。勤務時間の実態を把握して、先生がやるべきこと、やらなくていいことをしっかり切り分けて、子どもたちの教育に集中できる環境を整えてあげるのが重要なことではないかと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

平成29年7月九州北部豪雨災害による被災者支援についてお尋ねいたします。

福岡県知事は、応急仮設住宅供与期限延長は朝倉市と協議して今後の対応を総合的に判断すると述べられました。そして、県は、被災者の全世帯が期限内に退去できるとして、応急仮設住宅供与期限の延長を認めませんでした。

お尋ねいたします。朝倉市は県とどのように協議されて不許可を受け入れたのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） お答えします。

応急仮設住宅の供与期間の延長についてこれまで県とどのような協議を行ってきたかということに対しまして、この応急仮設住宅につきましては、特定非常災害として国が政令で指定する必要があるとございます。その中で、平成29年7月九州北部豪雨災害につきましては特定非常災害に指定されないことから、災害救助法による応急仮設住宅の供与期限2年は延長できないということで内閣府から説明を受けたものでございます。

したがって、制度としての制約のもと、仮設住宅の期限延長も含めまして供与期限

後の被災者への対応につきまして福岡県と協議を重ねてきたところでございます。その中で、応急仮設住宅の供与期限後の被災者の住まいを確保することが喫緊の課題でございまして、県や市において災害公営住宅の建設を促進すること、引っ越し費用や民間賃貸住宅の初期費用を助成すること、義援金による民間賃貸住宅の費用や仮住宅から転居の支援、こういったことのさまざまな支援を行ってきたところでございます。

供与期限が迫る中で県知事と被災者の仮再建を含む再建状況について認識を共有しまして、市独自の延長を含めまして応急仮設住宅の供与期限の延長は行わないとしたところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 確かに、朝倉市では災害公営住宅が建設され、公営住宅、賃貸住宅もあり、被災者が仮設住宅から移り住む場所が不足している状況ではないと思います。

しかし、長期避難世帯、復旧工事が何年もかかり土地の安全が確保できなくて新築、修繕できない世帯、家は残っていますが安全が確保できなくて自宅に戻れないでいる世帯、間もなく新築したり中古住宅を購入したり自宅の修繕ができるのに仮住まいに移らなければならない世帯が300世帯近くあるのに、なぜ延長が認められなかったのでしょうか。大変残念に思います。

8月29日に復興推進室からいただいた資料によりますと、8月23日現在、被災世帯1,069世帯の仮再建を含む生活再建状況について、99%、1,058世帯が再建済み、再建のめどが立っているとなっております。その発表を受けて、県知事が、未定世帯11世帯も再建の方向性は決まっているとし、全世帯が期限内に退去する予定と述べられました。

しかし、6月の一般質問でも指摘したように、期限までに生活再建できず仮住まいを余儀なくされた被災者を再建済みとするのはおかしいと考えます。いかがお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） これまで福岡県と協議をする中におきまして、まずは供与期限の2年が延長できない中で、次の再建先を確保することが喫緊の課題であるということで、先ほども御答弁させていただいたところでございますけども、まずは仮住まいを含む再建状況について県と協議を行ってきたところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 7月26日と8月29日にいただいた資料には、別に本再建の状況が書かれております。それによると、本再建済み——新築、購入、修繕により自宅にもう居住してある方、それから公営住宅、賃貸住宅、親族宅などに終身居住される方、介護施設などに入所されている方が807世帯、本再建のめどが立っているが132世帯、本再建未定130世帯と書かれてありました。そうすると、本再建未定は12.1%に上ります。そちらのほうが生活再建状況を的確にあらわしていると私は考えます。今後、本再建でそれを周知すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 議員御指摘のとおり、先ほど御説明しました仮住まいを含む再建につきましては、本再建をまだされていらっしゃる方も多数いらっしゃいます。そういった中で、先ほど報告いただきました数字について、朝倉市として8月29日に発表させていただいたところでございます。

今後は、この再建、本再建のめどが立っている方につきましては速やかに本再建が進むように取り組むとともに、本再建未定の方につきましては今後本再建が進むように支援、サポートを行っていきたいと思っております。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） ところで、本再建のめどが立っている132世帯、それから未定世帯130世帯、合計262世帯は、現在どのように仮住まいをされているのでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 8月23日時点、本再建のめどが立っている世帯132世帯の方につきましては、既に仮設住宅を退去されて次の仮住まいに住まわれた方の中で、民間賃貸住宅が37世帯、公営住宅が14世帯、自宅などが21世帯ということでございます。

また、132世帯のうち60世帯につきまして、仮設住宅にお住まいの方につきまして、建設型が16世帯、みなし仮設住宅が43世帯、その他の住居世帯が1世帯でございます。

退去後につきましては、公営住宅、民間賃貸住宅、修繕した自宅等に転居される予定となっております。

再建未定130世帯でございます。130世帯につきましては、公営住宅や民間賃貸住宅等に転居をされる予定ですが、既に仮設住宅を退去された世帯が96世帯いらっしゃいます。そのほか34世帯については仮設住宅の供与期限までに次の住まいに転居されるよう、朝倉市としてしっかりフォローアップをしているところでございます。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） もうちょっと調べてくださるのかと思いましたが、本再建のめどが立っている132世帯が、もうきょうは9月5日です。既に退去されている方、仮設住宅、建設型仮設住宅、それからみなしの仮設住宅が今どのように生活されているのか、また未定世帯130世帯が今どのようにどこで生活されているのか、もう少し詳しく知りたいんですが。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 先ほど御説明した中で詳細な情報につきましては、手元に持ち合わせておりません。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 打ち合わせのときにもお願いしておりましたので、きょうは数字が聞かせていただけるものとしておりましたが、残念です。

仮設住宅が延長されなかった。そして、その方たちは仮住まいを含めて全部住居が決まっている、決まるということを市の報告を受けて県は打ち切りを決定しているわけですから、少なくとも朝倉市においては262世帯が今どういう状態にあるかということは知っておかなければならないことじゃないかと考えます。

もちろん、仮住まいから本再建へ進んでいただけるようにフォローアップをお願いするところではありますが、ぜひ早いうちに今262世帯がどういう状態にあるか、お知らせをお願いいたします。被災者に寄り添った支援というものをどういうふうに考えているかということについて、不安になってまいります。

生活再建できるまで一時的に仮住まいを余儀なくされている被災者について、私として一つの提案をいたします。一時的に仮住まいを余儀なくされてある方、つまりそこには仮設住宅にしる公営住宅にしる、そこにはもう恒久的には住まない、いずれ新築したり購入したり自宅を修繕したりして戻られるという方、それから公営住宅や民間賃貸にもう永久的にそこに居宅を構えとした人たちには、今のところは義援金から50万円の家賃支援がございしますが、私は前回申し上げましたとおりに、それは市、県、国が支援すべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 仮設住宅の供与期限後、本再建までの仮住まいとして民間賃貸住宅等に居住予定の被災者への支援といたしまして、これについては国の制度として支援ができないということであります。これを朝倉市独自に支援することは、財源を含めて支援は困難と判断しております。

しかしながら、仮設住宅の供与期限後、民間賃貸住宅等にお住まいの被災者につきましては、災害公営住宅を含む市営住宅等に居住予定の被災者に比べて負担が大きいことから義援金を活用して支援することとしたものでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 義援金というのは、私は本来被災した方が受け取るものであって、それを、当然、生活再建できるまで一時的に仮住まいを余儀なくされた方に対して充てるべきではないと思っております。県も、仮住まいをされる方には市と一緒に支援を考えていくと述べられております。知事も、本格再建も含め引き続き被災者を支援していくと述べられております。

今、みなし仮設におられた方が引き続き賃貸住宅に住まわれております。50万円の義援金では7カ月分しかございません。5カ月分は自分で出さなければなりません。そういった応急仮設を切り上げておいて、そこを自分たちで出せというのは、それは寄り添った支援にはならないのじゃないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 総務部付部長。

○総務部付部長（野中智弘君） 先ほども御答弁させていただきましたとおり、国も県も

今の現状の制度の中ではできないと。それを市の財源についてもやっぱり検討した中では難しいという中で。

ただ、被災者につきましては仮設住宅の供与期限が終わった後、住まいの確保をする中で民間賃貸住宅等は御負担が大きい中で、義援金を今回使わせていただいたわけでございますけども。

国のほうに対しまして、まずはやはり災害救助法のほうでこれを支援をしていただきたいというところで、7月に要望は行ったところでございます。まずは、朝倉市としては、この仮設住宅供与期限後の対応については国のほうにお願いをしたいということで考えておるところでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 長期避難世帯、それから建てたくても建てられない世帯、そういったものは個人の力で災害を乗り越えていかなければならないのでしょうか。そこに支援するのが市、県、国の役割だと思っております。ぜひ、県もそれから県知事も支援していくと述べておりますので、一時的に仮住まいをしておられる方に関しては家賃の補助というものを何とか考えていただきたいと思っております。

それと、災害公営住宅、公営住宅、賃貸住宅を本格的な再建先とした世帯でございます。その方たちに対して、3年間でようございますので、家賃補助を支援すべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 公営住宅等の家賃補助といいますが、制度的には減免の制度かと思われまます。

市営住宅の家賃の減免につきましては、今回の災害公営住宅のほか一般の公営住宅とも市営住宅条例の第16条に規定をしております。この規定の中では、入居者または同居者の収入が著しく低額であるときというのがございますし、入居者、同居者が病気にかかったときがあります。それから、災害により著しく損害を受けたとき、これもございます。そういったとき、幾つの特例の事業があった場合に、市長が定める減免基準により家賃の減免を行うということになっております。

具体的に申しますと、平成29年に被災をしております、みなし仮設住宅に入られた方もございます。当然、朝倉市で市営住宅に入っていた方については受け入れをするということで、そのほかの市営住宅に受け入れをしております。そのほかの市営住宅で私どもが受け入れをした市営住宅で被災をした方については、家賃の減免を適用しております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 済みません、もう一回お伺いします。

災害によって公営住宅の家賃が減免されることは条例に載っているところでしょうか、

その他のところで公営住宅に入っている人というのはどういうところでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 条例16条第1項3項に規定をしておりますのは、災害により著しく損害を受けたということについては、その被災をしたときに市営住宅に入居されている方、そういった方について災害を受けたわけですので家賃等の減免をします。

今回、災害公営住宅には皆さん被災した方が入っていらっしゃいます。被災からこれまでの間は、みなし仮設ですとか、もしくは建設型の仮設住宅ですとか、そのような応急仮設住宅に入って、その間は当然県のほうで家賃等についてはないという状態でこれまで来ております。今回、災害公営住宅に入居した後につきましては、今後、先ほど申しました何らかの減免にすべきような事象が発生した場合については個別個別に相談を受けながら減免の対応は行っていききたいと思います。全体としての考え方はそういった考えでございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 低所得者に対する減免は前回もお願いしておりましたが、今度は新たに災害における減免の制度はあるということをお聞きしましたので、ぜひずっととは言いません。せめて3年間だけでも、やはり所得に応じては家賃が何万円も払わなきゃいけない世帯もあると聞いております。敷金、駐車場代、それから家賃、少しでも減免できれば、その方たちの励みになると思いますので、そのところをよろしく思います。それと同時に、その周知も民生委員さんなりいろんなところを通じてお知らせしていただきたいと思っております。

市長、災害公営住宅の減免について、市長判断ですので、どうお考えでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 今、ちょっと説明が正しく通ったかどうかの意味で再度説明をさせていただきますが、災害公営住宅の今の減免制度というものにつきましては、公営住宅に入居されている方に対して減免をするという制度でございます。入居後に災害に遭った場合には減免をするということで、その適用は今回の平成29年の災害で被災をした、既に市営住宅に入居されてあった方、別の市営住宅に移っていただきましたが、その時点で家賃は減免をしてまいりましたということで、減免制度についての説明を申し上げます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 大分、理解が違っていたようです。

では、なおさら、市長判断、特例になるかもしれませんが、今回甚大な災害を受けて公営住宅等についての住みかを求めなければならなくなった被害者に対して、数年間でようございますので減免措置を考えていただけませんか。

○議長（堀尾俊浩君） 市長。

○市長（林 裕二君） 御質問なされた件につきましては、難しいというふうに判断せざるを得ないというふうに現時点では考えております。

そこで、議員が九州北部豪雨災害で被災された方々の立場に立って一般質問その他いろんなことで被災者の立場を何とかということ質問等を今日までいただいてきたところでございます。そして、2年間という制度上の壁というふうに私個人は受けておりますけれども、これに対して福岡県と協議をしながらある一定の結論を出させていだいたところでございます。その中におきまして、被災者の仮再建の部分がまだおられます。そちらにもしっかりと希望を聞きながら、本再建に向けて支援をしていくということです。

それから、目的としなければならないのは、被災者の本格再建ということになるというふうに考えておまして、福岡県と協議をする中で、できる限りの対応をすべきだろうということ等を議論をさせていただいています。その中で、先ほど、野中総務部付部長が申し上げましたように、7月19日に福岡県副知事と内閣府の統括官、責任者に対しまして要請をさせていただきました。法の矛盾が多いと。九州北部豪雨はそれを越えた災害であるということで、法の見直しを求めました。そして、我々が、被災者が直面をしております生活再建支援金の申し込み期限の延長をさせていただきまして、これは前進しているものというふうに考えております。幾つか要請しましたけれども、今申し上げた申請期間の延長、それから支援対策を半壊、一部損壊へ拡大すべきであるというようなこと。それから、今、議員がおっしゃっておりますように、災害のことを考えて、仮住まいの期間に応じた貸借等に係る加算支援金を制度として国がなされるべきではないかといったことをさせていただきました。

きょうの答弁の中で申し上げましたように、市の財政それから公平性、自力で頑張っている方もたくさんいらっしゃいます。こういったこととの公平性、バランスを考えたときに、特に財政的な問題からしまして、議員御提案いただきましたけれども、市独自の支援は難しいというふうに判断をしているところであります。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） いろいろ御努力なさってありがとうございます。できる限り、やはり頑張っているところを被災者にわかっていただけるということも大事なことだろうと思いますので、いろんなことを通じまして被災者のほうに届けていただきたいと思いますと考えております。

時間が余りございませんが、松末地区に建ってございました立・星丸の被災した公営住宅の再建進捗はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（堀尾俊浩君） 都市建設部長。

○都市建設部長（日野浩幸君） 6月の復興推進委員会において公表がされたものでございます。

松末地域の住宅政策の必要性というものをその折に説明をいたしました。松末地域

については、市内の被災した中でも人口が著しく減少しております。コミュニティ運営のためにも大きく影響を及ぼしていると思います。

そのため、松末地区外で仮再建をしている方々、そういった方を地域へ呼び戻すというような意味も含めて、コミュニティを担えるような人材を確保し地域を再生すると、そういった当地域への住宅政策が必要であるということから、現在、松末地域への公営住宅等の整備に伴う事前調査そういったものを行っております。発災時に松末地域にお住まいの方、そういった世帯を対象にアンケート調査を行っております。提出期限としては8月末としておりまして、現在集計中でございます。この集計後、松末地域のコミュニティと協議をしながら、市全体の公営住宅の需要の見直し、そういった将来のストック計画そういったものも踏まえまして今後検討していくと、そういう段階に来ております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） 7番。

○7番（佐々木明子君） 松末地区の住民は、戻りたいけど戻れない、家を建てたい、できるだけ市のほうも寄り添っていただきたいと思います。被災者に寄り添うとはどういうことか、どうすればよいのかをいま一度思い合って、被災者が一日も早く生活再建ができますことを願ひまして、一般質問を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 7番佐々木明子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。

午前11時零分休憩